



内閣府

プレスリリース

食品表示基準の制定に係る答申について

平成26年12月15日
内閣府消費者委員会事務局

平成26年10月8日付け及び平成26年12月5日付けで内閣総理大臣から諮問を受けた以下の件に関し、消費者委員会食品表示部会で審議を行い、平成26年12月10日の第36回消費者委員会食品表示部会で結論が得られたことを受け、平成26年12月12日付けで、消費者委員会委員長より内閣総理大臣あてに答申を行った。

◆ 平成26年10月8日付け諮問 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準（栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る規定及び別表に限る。）

1. 第36回消費者委員会食品表示部会における審議内容は以下の通り。

・ 諮問案のとおりとすることが適当であるとされた。

2. 第36回食品表示部会において結論が得られたため、平成26年12月12日付けで、消費者委員会委員長より以下を内容とする答申を行った。

・ 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について、諮問案のとおりとすることが適当である。

※別添1：答申書（諮問を受けた食品表示基準案を含む）

◆ 平成26年12月5日付け諮問 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準（乳製品及び特定遺伝子組換え食品に係る別表に限る。）

1. 第36回消費者委員会食品表示部会における審議内容は以下の通り。

・ 「諮問案のとおりとすることが適当である。なお、諮問案を検討する過程において出された意見を附帯意見として付す。」とされた。

2. 第36回食品表示部会において結論が得られたため、平成26年12月12日付けで、消費者委員会委員長より以下を内容とする答申を行った。

・食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について、諮問案のとおりとすることが適当である。

なお、諮問案を検討する過程において別紙の意見が出されたため、附帯意見として付す。

※別添2：答申書（諮問を受けた食品表示基準案を含む）

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担当：錦織・山中・小國

電話：03-3507-9945

FAX：03-3507-9989